

## 公益社団法人熊本県浄化槽協会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）定款第29条に基づく役員報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (役員定義)

第2条 本協会が報酬を支給することができる役員は定款第23条第1項に定める理事及び監事とする。

### (報酬の種類)

第3条 本協会は役員に対し報酬のみを支給することができる。

### (報酬の支払方法)

第4条 役員への報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。但し、法令等に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部または一部につき自己の口座に振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (報酬の支給日)

第5条 役員報酬は、その月の月額全額を毎月25日に支給する。但し、その支給日が休日に当たるときは、本協会職員給与規程に準じて支給する。

### (報酬の決定基準)

第6条 理事の報酬額は、社員総会の決議により定められた総額の範囲内において、理事会が別に定める算定方法により理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬額は、社員総会の決議により定められた総額の範囲内において、監事の協議により別に定める算定方法により監事の協議で決定するものとする。

### (使用人を兼務する常勤役員への報酬の支払い方法等)

第7条 常勤役員のうち、使用人を兼務する者の報酬及び給与についてはその勤務の状況等により役員としての報酬と使用人としての給与に区分して支給することができる。但し、区分の必要がないと認められる場合は役員としての月額報酬を使用人給与と併せて支給することができる。

2 前項の支給に関し必要な事項は本協会職員給与規程によるものとする。

(任期の途中での就任及び退任等)

第8条 任期の途中において新たに役員に就任した者は就任した日から報酬を支給する。

- 2 役員が任期の途中において退任し、または解任され役員でなくなった場合にはその日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合には、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、平成21年3月26日から施行する。